

会 議 録

| | | | | | |
|----------------|--|---|------|------|-----|
| 会議名 (審議会等名) | | 第 2 0 6 回 相模原市都市計画審議会 | | | |
| 事務局 (担当課) | | まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通) | | | |
| 開催日時 | | 平成 2 9 年 5 月 2 2 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 3 0 分 | | | |
| 開催場所 | | 市役所本庁舎 第 2 別館 3 階 第 3 委員会室 | | | |
| 出席者 | 委員 | 1 5 人 (別紙のとおり) | | | |
| | その他 | 0 人 | | | |
| | 事務局 | 1 1 人 (都市建設局長、まちづくり計画部長、都市計画課長、公園課長、当麻地区拠点整備事務所長、他 6 人) | | | |
| 公開の可否 | 可 | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 0 人 |
| 会議次第 | 1 議題 (1) 議案 1 号 相模原都市計画道路の変更 (2) 議案 2 号 相模原都市計画公園の変更 2 その他 (1) 次期都市計画マスタープラン等の策定に向けた取組について | | | | |

審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

1 議題

(1) 相模原都市計画道路の変更

(2) 相模原都市計画公園の変更

1 月 2 8 日に開催された都市計画説明会の周知方法、参加人数、主な説明内容はどのようなものか。

都市計画説明会の周知方法については、市の広報及びホームページにて周知を図った。人数は 7 名で、説明内容は本審議会での説明と同じ内容となるが、主な意見

等はなかった。また、都市計画道路の区域と重複する土地と家屋の権利者を対象に、11月に地権者説明会を路線ごとに、合計2回、開催したところ、町田新磯線の説明会については16名、相武台下駅線の説明会については3名の出席があった。主な意見等としては、今まで生じていた建築の制限と固定資産税及び都市計画税に対する減価補正について質問があり、これらは都市計画道路の廃止と同時に解消される旨を説明した。また、意見の中には都市計画道路が現在住宅地となっている地域を分断するように定められていたことから、今回廃止に伴い新たな道路整備が無くなり、地域に大型車が通行することによって生じる様々な問題が無くなるため、安心したとの意見もあった。

都市計画道路については、今回の廃止路線以外にも事業が未着手である路線が多いが、これらは今後どのように取り扱うのか。また、公園について、特に面積の小さい公園は少子高齢化に伴い利用者が減少しているようであるが、公園の維持管理及び利活用の促進については、どのように考えているか。また、その現状を踏まえ、新たな公園を整備することの考え方、配置の考え方についてはどのように考えているか。

都市計画道路の見直しについては、第1回目として、今回は長期間未着手の路線の整理を行った。指摘のとおり、今後もさらに未着手が続く路線や都市計画道路の必要性が低下する路線が発生することが予想される。また、未着手の他にも概ね整備が済んでいる路線、いわゆる概成済みの路線であっても交差部の隅切りが未整備である又は僅かに幅員不足となっているなどの課題が生じている路線が存在することも把握している。これらの路線については、神奈川県から第2回目の見直しを行っていくことと伺っているため、本市においても来年度より本格的に着手するところである。

公園については、国民一人当たりの公園面積は全国平均で10㎡とのことであるが、本市において市民一人当たりの公園面積は約4.6㎡となっており、全国平均と比較して半分の面積にも満たないことから、本市では公園が不足している状況にあると考えている。次に、公園の配置については、適正な配置となるよう、例えば開発基準条例に基づいて一定の開発行為においては、公園の設置が求められているが、開発区域から250m以内に2500㎡以上の公園が存する場合はその設置が緩和されるような見直しを行ったところである。公園の利活用については、例えば公園ごとに利用者像や活用の目的を設定するなど、既にある公園をいかに活用していくかということに努めたいと考えている。

新たな公園の整備にあたっては、どのように利活用を図るのか、よく検討した上で実施されたい。また、既にある公園についても説明にあったような工夫により、公園を整備した当初の目的等を勘案しながら、今後の利活用について更に検討を深められたい。また、既にある公園について廃止する場合には、本審議会等を通した

手続きを経る必要があるのか。

都市計画決定された公園については、廃止とする場合、本審議会を通し、個別の案件ごとに審議を経る必要があるものと考えている。

廃止にあたり、手続きが必要であることは承知した。ただ、この手続きをより簡便にする方法はないのか。手続きの簡略化を図ることで、公園の再配置等の抜本的な対策の検討がより効率的に進むものとする。

都市計画公園・緑地については、現在、見直しを進めているところであり、都市計画決定後に長期間整備が完了していない公園等について検討を進めたい。また、公園等も含めた様々な都市機能については平成31年度の都市計画マスタープラン等の策定に向け、都市機能の集約化についても検討を行う必要があると考えている。

ぜひ、検討されたい。

公園については、相模原市には魅力的な公園が点在しているが、車が無いと行きづらいというのが課題の一つと考えている。このような公園が自転車や徒歩で巡れるようにネットワーク化していくことで、公園の魅力がさらに増していくと思う。

相模原市の大きな公園、例えば相模原公園などは、東京に住んでいる方なども来訪するなど、魅力的な公園であると感じている。このような公園は重要であるため、しっかりと維持していただきたい。

公園は、レクリエーション機能のほか、生態系の維持管理機能、防災機能、景観の機能、都市熱緩和の機能など、様々な機能と効果を持っている。そのため、利用者数の低下や維持管理の問題等によって、短絡的に廃止をするというだけではなく、多面的に考えて判断する必要があると考える。また、都市計画マスタープランや都市機能の集約化についても勘案しなければならない。都市公園法の運用については、緩和が進んでおり、条例を策定することで公園の敷地内に保育施設を作れるなど、様々な施設利用の可能性ができた。そのため、現状を維持するだけでなく、より望ましい公園のあり方について、市が主体となって検討を進めていただきたい。

今般の法改正に伴い、都市公園法の運用については検討を進める必要があると考えている。

公園に関連して、全国で増加している空き地の活用についても様々な利活用が増えているようである。民有地と都市公園では活用するための手続き等に差があることから、活用のしやすさが異なるが、市には地域の住民が公園をより活用できる仕組みづくりを考えてもらいたい。

先ほど、少子高齢化が進み、利活用が図られていない小規模な公園が存在しているという問題提起があったが、私が住んでいる地域では、子どもたちが多く住んでおり、小さな公園に町内の子どもたちが集まり、公園が不足しているという課題が

ある。また、公園の利活用については、小規模な公園では、鬼ごっこやボール遊びなどの遊びをしようとする、公園が狭いことによる子どもたちの衝突などの恐れや、住宅地の中であることによる問題があり、そのような遊びが出来ないなどの実際の利用がしづらいという課題もある。大規模な公園、例えば相模原公園、相模原麻溝公園、淵野辺公園などに行っても、大勢の利用者がいて、スペースが不足していることから、ボール遊びなどは難しいという状況である。今回の案件である勝坂歴史公園などは、広い空間がある様子であり、子どもたちが遊べるスペースとして利用できるようにすることが望ましいと考える。また、市内で子どもたちが遊べる大きな公園の選択肢を拡充していただきたい。

まず、勝坂歴史公園については、施設としてはスポーツ広場としての役割があり、利用については事前の申し込みの後、利用できる広場としている。次に、子どもたちが遊べる大きな公園が少ないという指摘については、委員と同じ問題意識を持っている。また、他の公園について、その存在が十分に知られていないことから積極的な活用が図られていない公園があれば、その周知を図っていくことも、市の役割であると考えている。

当麻宿さくら第1公園と第2公園について、どのような利用者を想定しているか、どのような公園か、また敷地の形状がこのようになった理由はどのようなものか。

当麻宿さくら第1公園については、土地区画整理事業地内に計画する住宅地のための公園と位置づけており、住宅地と圏央道ICへのアクセス道路との間に位置する緩衝帯としての機能等も勘案して計画している。公園の整備の内容は、遊具やベンチなどを設置し、一般的な街区公園としての整備を計画している。

次に、当麻宿さくら第2公園については、近隣の工場就業者等の休息のための利用のほか、火災時などの防災機能等も勘案して整備を計画している。

当麻宿さくら第1公園の敷地形状について、緩衝帯としての機能もあることから、このような形状であるとの説明であったが、公園利用者の使い勝手を考えると、もう少し四角い整形な形状が良いと考える。

公園の形状については、公園の両左右に一つずつ広場が取れる纏まりのある大きさがあり、使い勝手の面からも支障の無い形状であると考えている。

また、公園の面積としても2,300㎡の広さがあり、街区公園としての標準的な面積を備えているものと考えている。

相模原公園等の大規模な公園は、多くの利用者があり活用が図られているとのことであるが、地域にある小規模な公園、特に小さい子どもたちが少なくなった地域に位置する公園についてはどのように考えているか。

また、公園を管理する手法としてアダプト制度というものがあるが、地域の高齢化が進む中では、この制度での管理を継続することが地域の課題となっている。こ

れについては、どのように考えているか。

加えて、先ほど、小さな公園ではボール遊びが出来ないという問題が挙げられたが、これについては、どのような取り組みを行うのか。

地域にある小規模な公園、特に小さい子どもたちが少なくなった地域に位置する公園について、近年は、お年寄りの方々が利用している様子があり、公園の整備内容についてもベンチなどの健康用具を置いて欲しいなどの要望も多く受けている。また、小さい公園についても、例えば散歩で利用する方等は、ベンチと木陰がある公園に立ち寄りながら利用するということもあるようであり、一例ではあるが、そのような利用に供することも公園の一つの役割であると考えている。

次に、アダプト制度について、これは地域の方々に公園の維持管理という作業を通して、その公園に対して地域の大切な公園であるという愛着を持ち、守るという趣旨の制度であり、市がその活動を支援するという市と市民が協働で取り組むまちづくりである。そのため、地域で手が回りきらないといった事があれば、市も協働して取り組み、解決を図りながら、地域の方々が気持ちよく、その公園のために尽力できる仕組みの運用を行っていきたいと考えている。

また、子どもたちの遊び場についての考え方だが、公園の役割として、子どもたちの遊び場を提供することも大事な役割であると捉えているため、どこで子どもたちが遊べるのか、そのようなことも念頭に置きながら、取り組んでいく。

都市計画道路について、その計画地には建築の制限が発生するということがあったが、その制限とはどのようなものか。また、他にも計画地に実際に建物が高密度に建てられている都市計画道路があるものと思うが、今後、道路整備を行うことができるのか。

都市計画道路が計画された区域について、新たに建築をしようとする者は、都市計画法第53条による建築の許可を受けなければならない。その許可の基準としては、階数が3階以下で、地階がないもので、主要構造部が木造、鉄骨造又はコンクリートブロック造等の場合で容易に除却できるものとしている。

また、今後の道路整備については、既に建物が高密度に建築されている都市計画道路の中で、路線によって、人口減少を迎え、その必要性が低下してきているものについては、見直しを行う必要があるものと考えており、既に定められている路線を必ず整備しなければならないということではなく、計画交通量を他の路線に振り分けても支障がないものは、廃止とし、振り分け先の路線の整備優先度を高めるといった、選択も必要であると考えている。

2 その他

(1) 次期都市計画マスタープラン等の策定に向けた取組について

次期都市計画マスタープラン等の策定に向けた取組について、諮問前ではあるが、現段階で委員の皆様からご意見をいただきたいとのことである。

この件については、今後、本審議会で議論を重ねていくことになるが、計画を策定していくプロセスについては、市民の方々、あるいは市に関わりのある様々な方々に、どのようにお伝えし、どのように意見をいただきながら進めていくのか、というプロセスのデザインをしていくことが必要ではないかと考えている。

都市計画マスタープランというのは、あまり市民には関心が持たれないものだが、自分の街の将来に関わることなので、少しでも関心を持っていただき、参加すべきときには参加してもらい、意見を述べていただくときには意見を述べてもらえるような関係を構築しながら、最終的な案をつくっていくようなプロセスを現行計画ではやっている。今回の取組についても今の時代に相応しいコミュニケーションの方法をうまく活用しながら、必要なプロセスを踏んで進めるものと考えている。

都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定に向けた取組が始まるとのことだが、通常の都市計画決定の案件と少し違い、市全体のまちづくりのマスタープランを審議会として関わりながら検討していくので、そのプロセスをどう設計するかが重要ではないかと思う。詳細については、次回、諮問の際に提案していただきたいと思う。

諮問が予定されている、都市像については、行政の方で従前から行っている分析、検討を基に本審議会で議論していただくのが第1歩で有効だと思う。

計画の都市像として、それぞれの地区の個性、特性にあわせた将来像を作るプロセスと、それに向かっていくための具体的な施策というような計画の中身を決めていくということ、この二つが同時に、プロセスの中でだんだん固まっていくような、そういった作業においてはかなり専門的な検討というものが必要になる。その専門的なディテールの部分については、ある程度、前裁きをした上で本審議会の場で議論しなくては時間と労力がかかる。

そういうこともあって、相模原市だけでなく、他の自治体においても、計画策定などを進める場合、専門家による専門委員会などで検討を進める手法を使うことが多い。今回の計画策定についても、従前の相模原市の会議体でも行っているように、議論の効率化を図るために、専門的な委員会をつくり議論を進めていくような進め方が有効ではないかと思う。

これらのことを前提のうえで、本日の説明に関して、今後の進め方を含めて、ご質問、ご意見があればお受けしたい。

会長からの説明のとおり、都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定に向けて検討を始めるにあたり、今後、より議論を深めていくために、本市の都市構造

の分析等についての基礎的データを蓄積している。本審議会の中に小委員会を立ち上げていただき、それらのデータを使いながら、まずは専門的な知見でご議論していただき、その議論をもとに当審議会で皆さんにご議論いただくというのが事務局としても良いのではないかと考えている。

都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定に向けた議論の進め方について、都市計画マスタープランは全面改定ということであり、合わせて立地適正化計画を新たに策定することを考えているとのことで大変なエネルギーが必要になると思う。立地適正化計画は各地域の特色を考慮しながらエリアを設定する必要があり、議論の進め方が大事ではないかと考えるが、今の段階でどのようなイメージを持っているのか。

都市計画マスタープランについては、市の総合計画も同様に、平成31年度末に策定を予定しており、スケジュールや議論の方法なども総合計画と調整した上で、一体的に計画の策定を行なうことを考えている。また、市民の皆様方からの意見聴取の手法についても調整しているところである。現行の計画を策定した前回は22のまちづくり地域に出向き、提言集として意見をいただいた。その時と異なる点としては、政令市になり、まちづくりの基本的な方針についても区単位で区ビジョンとして策定している。そういったことも踏まえてどのような意見聴取の方法が良いかということも検討しているところである。

上位計画である総合計画と一緒に進めるとのことだが、総合計画の諮問はもう少し先と聞いており、都市計画マスタープランの方が着手は早いのではないかと思う。その日程的な差を有効活用し、立地適正化計画の議論を進めることも必要ではないか。

ご指摘のとおり、そういった面も含め、次回の審議会では「都市構造の分析に基づく将来都市像」について諮問をさせていただこうと考えている。都市計画マスタープランについては、総合計画に即ずとしているので、これから先の相模原のまちづくり、具体的な施策の方向性について、総合計画に合わせなければならないが、人口減少や、高齢化の進行など既に明らかなことについては、その状況を客観的に分析していただき、今年度から将来都市像について議論していただきたいと考えている。その検討を踏まえ、ある程度総合計画の施策の方向性に合うようなパターンのようなものをいくつか提案していただき、総合計画とも整合を図りながら検討を進めたいと考えている。

物理的に市域全域を対象として長期的な将来像を描いている計画というのは都市計画マスタープランか総合計画しかないと思う。都市計画マスタープランは、都市計画の上位計画だが、作り方としては地球温暖化の問題や防災の問題、高齢者の問題、子どもの安全や健康の問題など様々に関わり、結果的には、様々な市民の生

活に関わる部分まで網羅された内容になるだろう。そういった様々な議論を進めたものが最終的には総合計画の内容と整合が図られている必要があるため、早い時期からしっかり議論しておく必要がある。さらに、市民の方々に様々な観点からご協力をいただかないと、この街の将来像は描けないと思うので、市民の方々に情報を提供し意見を求めるように進めていかないと課題解決はうまくいかない。その重要な取り組みの一つが今回の都市計画マスタープランの策定にかかる取組だと思うので、議論の進め方は大変重要なポイントであると考えている。

総合計画やその他の関連計画との整合性を図りながら進めるのは行政が行い、本審議会ではできるだけ幅広く様々な観点で意見を出していただきながら、それを反映していくような段取りができたなら一番ベストだと思う。ちょっと長い期間であるが、そのための2年間であると捉えると大変結構だと思う。

コンパクトシティというと集約されたまちづくりというイメージがあるが、具体的にどのような考え方が教えてほしい。

日本は戦後、人口動向に対応する形で、都市計画を定めてきており、高度経済成長期には人口増加に伴い、郊外部に住宅や工場が広がり、そういった場所においても、道路や下水道などのインフラ整備に投資して良好な環境を維持しなければならなくなってしまう。こういった郊外部への広がりを民間の自由な開発に任せてしまうと、行政の手の届かないところで土地利用が始まり、どこに広がっていくか分からない状態になってしまうということで、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域とに区分する、線引き制度に基づき一定の土地利用を整序していた。

一方、人口減少になると、その逆に市街化区域内においても空き家が発生してスポンジ状の穴あき状態になり、維持をしていた道路や下水などのインフラが使われない状態がでてくる。家が一軒でもある限りは、道路も廃止することはできず、下水を止めることもできないため、効率的な維持管理が難しくなることや、コミュニティの形成や安全性が損なわれるなどの課題が出てくる。人口減少に対応してある程度人口の密度を維持するために、緩やかに住宅や生活サービス施設を公共交通や都市基盤の整っている市街地の方に誘導する集約化のまちづくり、それをコンパクトシティといっている。よく団子と串といわれるが、団子の部分である市街地の拠点とそれをつなげる串の部分である交通ネットワークの両方を整えながら各拠点を結んでいくというのが「コンパクトシティプラスネットワーク」の考え方である。

コンパクトシティについては、富山市で実績があると聞いており、それを参考にということだと思うが、人口減少と言っても、町田市は今は人口が増えており、おそらく本市の南区も増えていると思う。いつまでも続くとは思わないが地域によって状況が違うということを考えておくべきであるということと、圏央道が開通した効果

や、今後はリニア中央新幹線の駅が橋本できることの効果などを考慮する必要があるということ、さらに、近隣都市の状況も勘案しながらこの計画を立てて欲しいと思う。町田市や八王子市や座間市など少なくとも近接した市がどのような計画をもってまちづくりを進めているか、その中で相模原市がどうあるべきかを描いていただきたいと思っている。

人口減少について、南区はまだ多少増えていると思うが、近々に人口増が止まり減少に転じるのではないかと推測している。リニア中央新幹線や圏央道の効果も考慮しなければならないと理解している。そういった中で選ばれるまちづくりを進めながら人口減少に歯止めをかけていくという施策もやらなければいけない。また、同じ相模原市でも地域によって人口減少の状況は異なるし、同じ地域内でも部分的に人口が減ってくるとか、極端に高齢化するとか、かなり細かく状況が変わってくると推計している。中山間地域といわれる、相模湖、藤野、津久井においても、一括りに考えるのではなく、地域の実情がかなり異なっており、住んでいる方々の意識もかなり異なると感じているところである。そういった方々に、自分たちが住んでいるまちをどうするかという話を聞きながら、地域の実情にあったまちづくりを進めていく必要があると考えている。

そういった状況を踏まえた中で、今後どのようなまちづくりが良いかという都市計画としての理想論というか基礎的な部分を小委員会において委員の方々にご議論いただきながら、意見を求めたいと考えており、それをもとに本審議会ですらにご議論いただくのが良いのではないかと考えている。

資料に市民の意見を聴取するとあるが、どのような手法をイメージしているのか。

意見聴取の方法としては、前は地域に出て行き、地域のまちづくり会議などで自治会など地域の代表の方などを中心に意見を伺っている。これは、当然今回も継続してやることになると考えているが、前回と比べて市民参画の方法も大分変わってきており、団体に所属していない方も市民の中にたくさんいると感じている。そういったことも考慮して、今回は平場の意見を聞くという形で、例えば公園などでそこに来ている方々に直接意見を伺うというようなことや、相模原市に住んでいるこれから未来を担う人たち、例えば大学生などを対象にワークショップ等を開くなど、なるべく幅広く意見をいただきたいと考えている。

非常に限られた時間で大変な作業をやらなければならないが、そこに住んでいる市民がまちづくりに参加したというイメージを少しでも残すような意見の聞き方ができるように工夫をお願いしたいと思う。

有意義なご議論ありがとうございました。今回のご意見も参考に、小委員会での

専門的なところを検討していただき、その中で進め方についても検討していただきながら、本審議会でも議論を進めていただきたいと思います。

【審議結果】

- (1) 議案 1 号 相模原都市計画道路の変更
総員賛成により原案に同意することに決定した
- (2) 議案 2 号 相模原都市計画公園の変更
総員賛成により原案に同意することに決定した

以 上

第 2 0 6 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

| 区 分 | 役 職 名 | 氏 名 | 備 考 | 出欠 |
|-----------|-----------------------------|--------|-----|----|
| 学識経験のある方 | 青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授 | 飯島 泰裕 | | 欠席 |
| 学識経験のある方 | 麻布大学生命・環境科学部 環境科学科教授 | 伊藤 彰英 | | 欠席 |
| 学識経験のある方 | 東海大学工学部建築学科教授 | 加藤 仁美 | | 欠席 |
| 学識経験のある方 | 明星大学理工学部総合理工学科教授 | 西浦 定継 | 副会長 | 出席 |
| 学識経験のある方 | 東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院教授 | 屋井 鉄雄 | 会 長 | 出席 |
| 学識経験のある方 | 法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科教授 | 保井 美樹 | | 出席 |
| 学識経験のある方 | 相模原市農業委員会会長 | 高橋 三行 | | 出席 |
| 学識経験のある方 | 相模原市農業協同組合専務理事 | 小清水 忠雄 | | 欠席 |
| 学識経験のある方 | 相模原商工会議所専務理事 | 座間 進 | | 出席 |
| 学識経験のある方 | 公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会副会長 | 大塚 亮一 | | 欠席 |
| 市議会議員の代表 | 相模原市議会議員 | 寺田 弘子 | | 出席 |
| 市議会議員の代表 | 相模原市議会議員 | 小野 弘 | | 出席 |
| 市議会議員の代表 | 相模原市議会議員 | 岸浪 孝志 | | 出席 |
| 市議会議員の代表 | 相模原市議会議員 | 大崎 秀治 | | 出席 |
| 関係行政機関の職員 | 国土交通省関東地方整備局長 | 大西 亘 | | 代理 |
| 関係行政機関の職員 | 神奈川県警察本部交通部長 | 鳴海 達之 | | 代理 |
| 市の住民の代表 | 相模原市自治会連合会副会長 | 草野 寛 | | 出席 |
| 市の住民の代表 | 公募委員 | 加藤 尚子 | | 出席 |
| 市の住民の代表 | 公募委員 | 北島 正一 | | 出席 |
| 市の住民の代表 | 公募委員 | 佐野 仁昭 | | 出席 |